

相談は、市内の医療機関等に関することが対象となります。医療費の内容や法律相談など、専門機関での対応が必要な場合は関係機関をご案内します。

相談方法



●電話番号 045-671-3500

相談時間は原則として30分以内

とさせていただきますのでご了承ください。
通話料はご負担ください。

●FAX番号 045-663-7327

●Eメール ir-soudan@city.yokohama.jp

※FAX・メール相談は24時間受け付けています。

※休庁日をはさむ場合や、相談内容等により返信が遅れることがあります。

※相談内容によってはメールでのお答えが難しい場合がございます。その際はお電話もしくは面接でのご相談をご案内させていただきます。

※携帯電話をご利用の場合、こちらから返信ができないことがあります。

上記メールアドレスが受信できるよう設定してください。

●面接 完全予約制。事前にお電話ください。

045-671-3500

◆相談窓口の所在◆

横浜市医療局
医療安全課

〒222-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10



上手な医療機関のかかり方

受診する際の準備や心構えを知り、
上手に医療機関にかかりましょう。

気になる症状があるときは、まず、かかりつけ医(近所の診療所)を受診しましょう。

医師に聞きたいことや伝えたいことは、
メモに書いて準備しましょう。

自覚症状とその経過、病歴や飲んでいる薬などを医師に詳しく伝えましょう。

大事なことはメモを取りましょう。

わからないこと、疑問に思ったことは、遠慮なく質問しましょう。

自分の病気に対する理解を深め、積極的に治療に参加しましょう。



横浜市

医療安全相談窓口のご案内



電話相談

045-671-3500

曜日:月～金曜日

(祝日・年末年始の休庁日を除く)

相談受付時間

8時45分～16時00分

相談対応時間

8時45分～17時15分



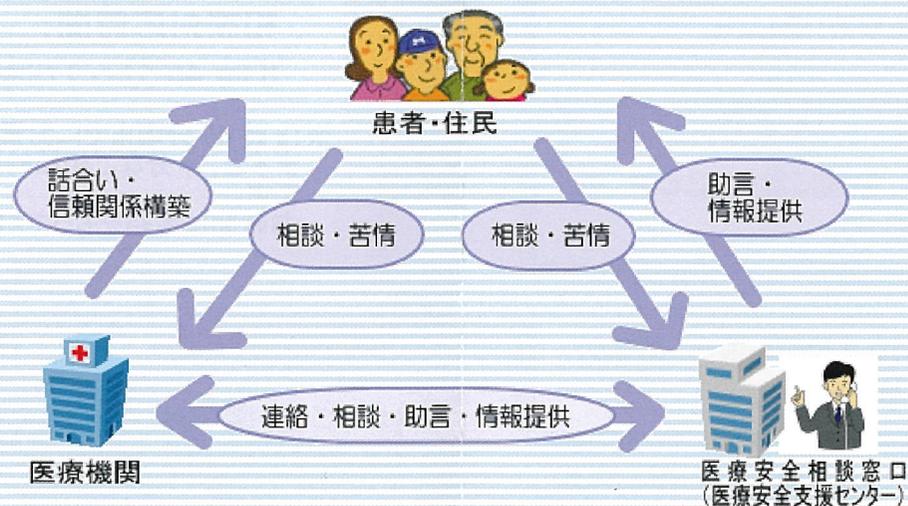
横浜市医療安全支援センター

こんなときにご相談ください。

- 医療に関して疑問や不安があるが、医師に相談しづらい。どのように相談すればいいか。
- 医師が十分に説明をしてくれない。
- 医療に関して、どこに問い合わせたらよいか分からない。
- 医療機関の職員の対応が気になる。

ご相談前の注意事項

- 横浜市内の医療機関に関することが対象となります。市外の医療機関については、管轄の医療安全相談窓口をご案内します。
- 医療に関するトラブルは、ご相談者様と医療機関とで話し合いを行っていただくことが原則です。解決するための助言は行いますが、医療機関との仲介・仲裁は行いません。
- 診療行為の是非、過失の判断、検査や治療の必要性などの判断はできません。また、医療機関への調査・指導はできません。
- 症状や治療方法に応じた医療機関のご紹介や、医療機関の評判はお答えできません。
- 身体・生命に危害が及ぶ事故等につながる可能性がある情報が寄せられた場合、関係機関へ情報提供を行うことがあります。



その他の専門部署のご案内

- 急な病気やけがで困ったときは・・・
横浜市救急相談センター
(年中無休/24時間対応)
#7119(または 045-232-7119)
<プッシュ1番>
いま救急受診できる病院・診療所を知りたい。
<プッシュ2番>
すぐに救急外来を受診すべきか、救急車を呼ぶべきか知りたい。
- 歯科に関する相談
神奈川県歯科医師会「歯科電話相談窓口」
045-224-5680
毎週木曜 10時～15時(12時～13時除く)
- こころの問題や病気に関する相談
①各区福祉保健センター障害者支援担当
月曜～金曜 8時45分～17時
②こころの電話相談 045-662-3522
月曜～金曜 17時～21時30分
土・日・祝日 8時45分～21時30分
- 法律相談(弁護士による無料相談・予約制)
市役所市民相談室 045-671-2306
区役所広報相談係 問い合わせは各区役所
- 近くの診療所のご案内
地域医療連携センター(横浜市医師会)
045-201-8712
月曜～金曜 9時～12時、13時～17時
(祝日・年末年始を除く)

※令和4年9月1日現在の情報です。